（農林水産省関係地域再生法施行規則の一部改正）

第三条　農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農林水産大臣に対する協議を要する事由） **第一条**　優良田園住宅の建設の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第五項の農林水産省令で定める事由は、優良田園住宅建設計画の土地の区域に、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内の土地であって、次のいずれかに該当するものが含まれていることとする。 （削る） 一　国の施行又は国の補助に係る事業（現に行われているもの又は当該事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過していないものに限る。）であって次に掲げるもの（主として農用地の災害を防止することを目的とするものを除く。）の受益地の区域内の土地 イ～ニ　（略） 二　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。）の施行に係る区域内にある土地であってその土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。）の存続期間が満了していないもの （農林水産省関係地域再生法施行規則の一部改正）	（農林水産大臣に対する協議を要する事由） **第一条**　良田園住宅の建設の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第五項の農林水産省令で定める事由は、優良田園住宅建設計画の土地の区域に、次に掲げる要件を満たす土地が含まれていることとする。 一　農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号の農用地区域をいう。）内の土地であること。 二　国の施行又は国の補助に係る事業（現に行われているもの又は当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して八年を経過していないものに限る。）であって次に掲げるもの（主として農用地の災害を防止することを目的とするものを除く。）の受益地の区域内の土地であること。 イ～ニ　（略） （新設）

改正後	改正前
（整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第二条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の七第五項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～五　（略） 六　整備誘導施設の用に供する土地が、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。第五条第六号において同じ。）の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号において同じ。）の存続期間が満了しているものであること。 七　（略） （地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第五条**　法第十七条の二十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～五　（略） 六　地域農林水産業振興施設の用に供する土地が、土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了しているものであること。 七　（略） **附　則** この省令は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十五日）から施行する。	（整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第二条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の七第五項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～五　（略） （新設） 六　（略） （地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第五条**　法第十七条の二十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～五　（略） （新設） 六　（略）